

内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書
の提出等に関する法律施行令の一部を改正する政令要綱

- 1 その年の 12 月 31 日においてその価額の合計額が 10 億円以上の財産を有する一定の居住者が提出すべき財産債務調書に記載すべき財産の所在、価額の決定方法等の細目を定めることとする。(第 12 条の 2 関係)
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 3 この政令は、令和 5 年 1 月 1 日から施行することとする。(附則関係)